

② 定額法を定率法に変更した場合

【計算式】

$$i \quad \begin{array}{l} \text{変更した年の1月1日} \\ \text{における未償却残高} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{その減価償却資産について} \\ \times \text{定められている耐用年数に} \\ \text{応ずる定率法の償却率} \end{array} = \text{調整前償却額}$$

$$ii \quad \text{取得価額} \times \text{耐用年数に応ずる保証率} = \text{償却保証額}$$

iii 調整前償却額 ≥ 償却保証額 のとき

$$\text{調整前償却額} \times \frac{\text{その年に業務の用に供された月数}}{12} = \text{変更後の減価償却費}$$

調整前償却額 < 償却保証額 のとき

$$\begin{array}{l} \text{その年1月1日} \\ \text{における未償却} \\ \text{残高(改定取得価額)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{その減価償却資産について} \\ \text{定められている耐用年数} \\ \text{に応ずる改定償却率} \end{array} \times \frac{\text{その年に業務の用に供された月数}}{12} = \text{変更後の減価償却費}$$

※ 未償却残高が1円になるまで償却します。

※ 月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

【設 例】

次の減価償却資産について、償却の方法を定額法から定率法に変更した場合

取得価額 : 10,000,000 円

耐用年数 : 10 年

耐用年数 10 年の定率法の償却率 ⇒ 0.250

耐用年数 10 年の改定償却率 ⇒ 0.334

耐用年数 10 年の保証率 ⇒ 0.04448

変更した年の1月1日における未償却残高 : 7,300,000 円

$$i \quad \begin{array}{l} \text{(変更した年の1月1日における未償却残高)} \\ \text{調整前償却額} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{(償却率)} \\ 7,300,000 \text{ 円} \times 0.250 \end{array} = 1,825,000 \text{ 円}$$

$$ii \quad \begin{array}{l} \text{(取得価額)} \\ \text{償却保証額} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{(保証率)} \\ 10,000,000 \text{ 円} \times 0.04448 \end{array} = 444,800 \text{ 円}$$

iii 調整前償却額 1,825,000 円 ≥ 償却保証額 444,800 円であるため、変更した年における減価償却費は次のとおりです。

$$7,300,000 \text{ 円} \times 0.250 \times 12/12 = 1,825,000 \text{ 円 (変更後の減価償却費)}$$